



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

上場会社名 西華産業株式会社
 代表者 代表取締役社長 薦田和隆
 (コード番号 8061 東証第1部)
 問合せ先責任者 取締役 常務執行役員
 管理本部長 山下眞佐明
 (TEL 03-5221-7101)

株式併合、単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 12 日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 27 日開催予定の第 94 回定時株主総会に、株式併合について付議することを決議いたしました。併せて、本株主総会において株式併合に係る議案が承認可決されることを条件として、単元株式数の変更（減少）及びこれらに伴う定款の一部変更を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式併合

(1) 株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しており、その移行期限は平成 30 年 10 月 1 日までとされています。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、本年 10 月 1 日を効力発生日として当社株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。併せて、当社株式について証券取引所が望ましいとしている投資単位（5 万円以上 50 万円未満）の水準にするため、5 株を 1 株にする株式併合を行うことといたしました。

(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類 普通株式

②併合の方法・割合 平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、5 株につき 1 株の割合をもって併合いたします。

③併合により減少する株式数

| | |
|-----------------------------------|--------------|
| 株式併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在） | 65,603,252 株 |
| 株式併合により減少する株式数 | 52,482,602 株 |
| 株式併合後の発行済株式総数 | 13,120,650 株 |

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数に株式併合の割合を乗じた理論値です。

(3) 株式併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の株主名簿を前提とした株主構成は次のとおりです。

| | 株主数（割合） | 所有株式数（割合） |
|-------|------------------|-----------------------|
| 総株主 | 9,669 名（100.00%） | 65,603,252 株（100.00%） |
| 5 株未満 | 192 名（1.99%） | 265 株（0.00%） |
| 5 株以上 | 9,477 名（98.01%） | 65,602,987 株（100.00%） |

(注) 本株式併合を行った場合、5 株未満の株式を所有されている株主様 192 名（その所有株式

数の合計は 265 株) が株主たる地位を失うこととなります。

なお、本株式併合の効力発生日までは、会社法第 194 条及び当社定款第 8 条の規定に基づき、株主様が所有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すよう、当社に対して請求することができるとともに、同法第 192 条第 1 項の規定に基づき、その単元未満株式を買取することを当社に対して請求することができます。

具体的なお手続きは、お取引の証券会社又は当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条の規定に基づき当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 株式併合後の発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、本株式併合の割合に応じて、発行可能株式総数を減少いたします。

| | |
|-----------------------------------|---------------|
| 併合前の発行可能株式総数 (平成 29 年 3 月 31 日現在) | 188,529,000 株 |
| 併合後の発行可能株式総数 | 37,705,800 株 |

(6) 株式併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更の理由

上記「1. (1) 株式併合の目的」に記載のとおりです。

(2) 単元株式数の変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 単元株式数の変更の条件

平成 29 年 6 月 27 日開催予定の第 94 回定時株主総会において、上記「1. 株式併合」に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記「1. 株式併合」及び「2. 単元株式数の変更」に伴うものです。なお、本定款変更は、会社法第 182 条第 2 項及び第 195 条第 1 項の規定に基づき、株主総会における議題とすることなく行います。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| 第 2 章 株式 (発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>188,529,000</u> 株とする。 | 第 2 章 株式 (発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>37,705,800</u> 株とする。 |
| 第 6 条 (省 略) | 第 6 条 (省 略) |

| | |
|---|---|
| <p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u>とする。</p> <p>第8条～12条 (省 略)</p> <p>(新 設)</p> | <p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u>とする。</p> <p>第8条～12条 (省 略)</p> <p><u>附 則</u> <u>第5条(発行可能株式総数)および第7条</u> <u>(単元株式数)の変更は、平成29年10月1</u> <u>日をもって効力を生ずるものとし、同日を</u> <u>もって本附則を削除する。</u></p> |
|---|---|

(3) 定款の一部変更の条件

平成29年6月27日開催予定の第94回定時株主総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 日程

- | | |
|----------------|----------------|
| ① 取締役会決議日 | 平成29年5月12日 |
| ② 定時株主総会決議日 | 平成29年6月27日(予定) |
| ③ 株式併合の効力発生日 | 平成29年10月1日(予定) |
| ④ 定款一部変更の効力発生日 | 平成29年10月1日(予定) |

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成29年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係により、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成29年9月27日です。

【ご参考】株式併合および単元株式数の変更に関するQ&A

Q 1 株式併合とはどのようなことですか。

A 1 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。
今回当社では、5株を1株に併合いたします。

Q 2 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 2 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位および証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更するものです。
今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 3 株式併合、単元株式数の変更の目的は何ですか。

A 3 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しており、その移行期限は平成30年10月1日までとされています。
当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、本年10月1日を効力発生日として当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、当社株式について証券取引所が望ましいとしている投資単位（5万円以上50万円未満）の水準にするため、5株を1株にする株式併合を行うことといたしました。

Q 4 株式併合は資産価値に影響を与えないのですか。

A 4 株式併合の前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、理論上は、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合後においては、ご所有の株式数は株式併合前の5分の1になる一方で、1株当たりの純資産額は株式併合前の5倍となります。
また、株式併合後の株価についても、理論上は併合前の5倍となります。

Q 5 受け取る配当金額はどうなりますか。

A 5 株主様が所有する当社株式数は株式併合により5分の1になりますが、株式併合の効力発生日後に、併合割合（5株を1株に併合）を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金額に変動はありません。
ただし、株式併合により生じた端数株式（1株に満たない株式）につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 6 所有株式数や議決権数はどうなりますか。

A 6 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に5分の1を乗じた株式数となります。
また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。
具体的には、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

| | 効力発生前 | | 効力発生後 | | |
|----|--------|------|-------|------|------|
| | 所有株式数 | 議決権数 | 所有株式数 | 議決権数 | 端数株式 |
| 例① | 2,000株 | 2個 | 400株 | 4個 | なし |
| 例② | 1,053株 | 1個 | 210株 | 2個 | 0.6株 |
| 例③ | 500株 | なし | 100株 | 1個 | なし |
| 例④ | 127株 | なし | 25株 | なし | 0.4株 |
| 例⑤ | 4株 | なし | なし | なし | 0.8株 |

- ・株式併合の結果、1株に満たない端数株式（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記の例②、④、⑤のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して売却処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。端数株式相当分の処分代金は、平成29年12月頃にお送りすることを予定しております。
- ・効力発生前のご所有株式数が5株未満の株主様（上記の例⑤のような場合）は、株式併合により、すべてのご所有株式数が端数株式となり、株主様としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 7 1株未満の端数株式が生じないようにする方法はありますか。

A 7 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度または買増制度をご利用いただくことにより、1株未満の端数株式が生じないようにすることも可能です。
具体的なお手続きについては、お取引のある証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 8 株式併合後も単元未満株式の買取りや買増しは可能ですか。

A 8 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後に、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様は、単元未満株式の買取制度または買増制度をご利用いただけます。
具体的なお手続きについては、お取引のある証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 9 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか？

A 9 次のとおり予定しております。

| | |
|----------------|----------------|
| 定時株主総会決議日 | 平成29年6月27日（予定） |
| 100株株単位での売買開始日 | 平成29年9月28日（予定） |
| 株式併合の効力発生日 | 平成29年10月1日（予定） |
| 定款一部変更の効力発生日 | 平成29年10月1日（予定） |
| 株主様へ株式併合割当通知発送 | 平成29年11月上旬（予定） |
| 端数処分代金の支払開始 | 平成29年12月（予定） |

Q 10 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A 10 特に必要なお手続きはございません。

【お問い合わせ先】

株式併合および単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電 話 0120-232-711（通話料無料）
受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

以 上